

# 静岡県における化学物質等の 使用状況と3管理への対応に関 する調査研究

独立行政法人 労働者健康福祉機構

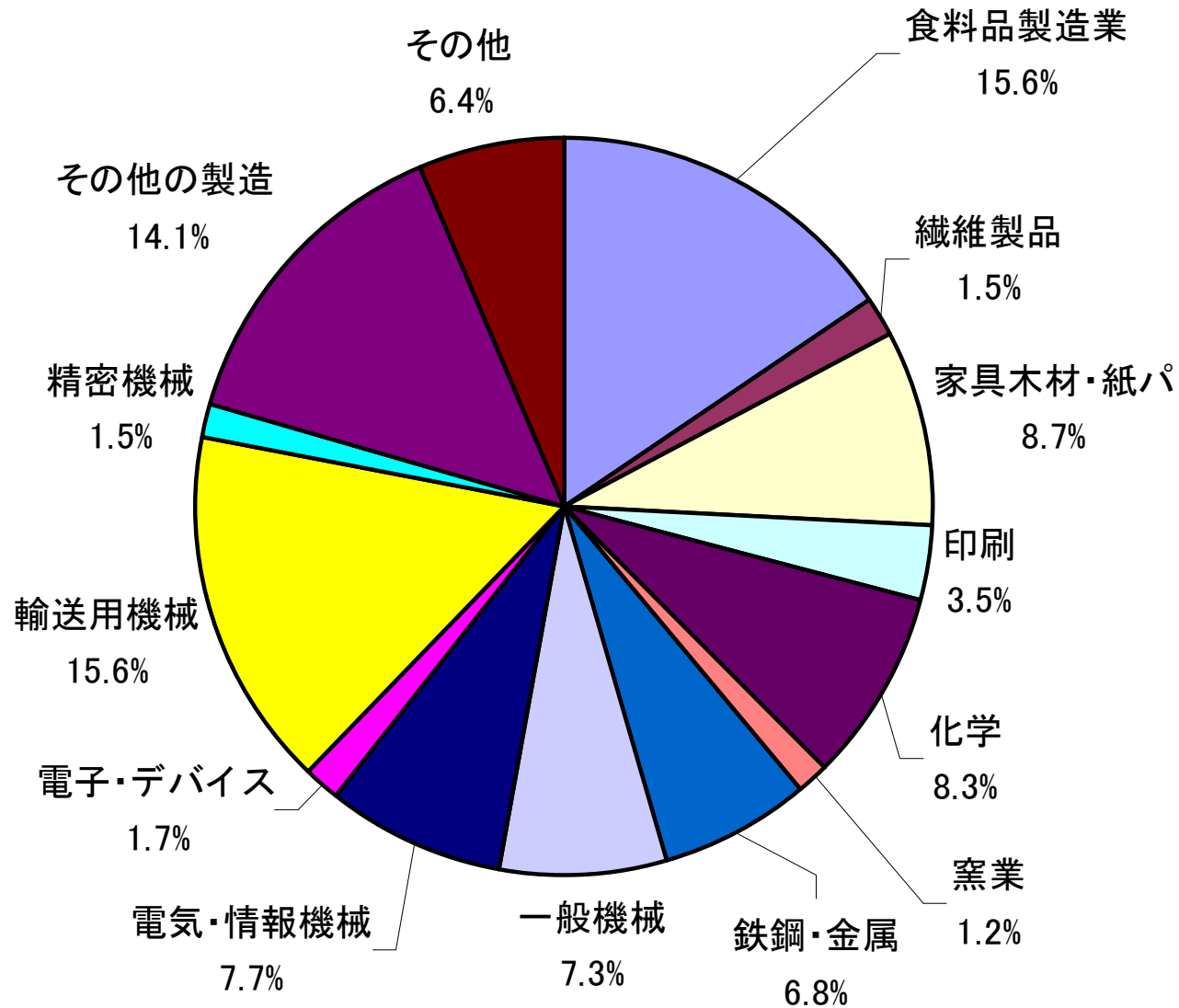
静岡産業保健推進センター

平成17年度

# アンケート調査対象事業所

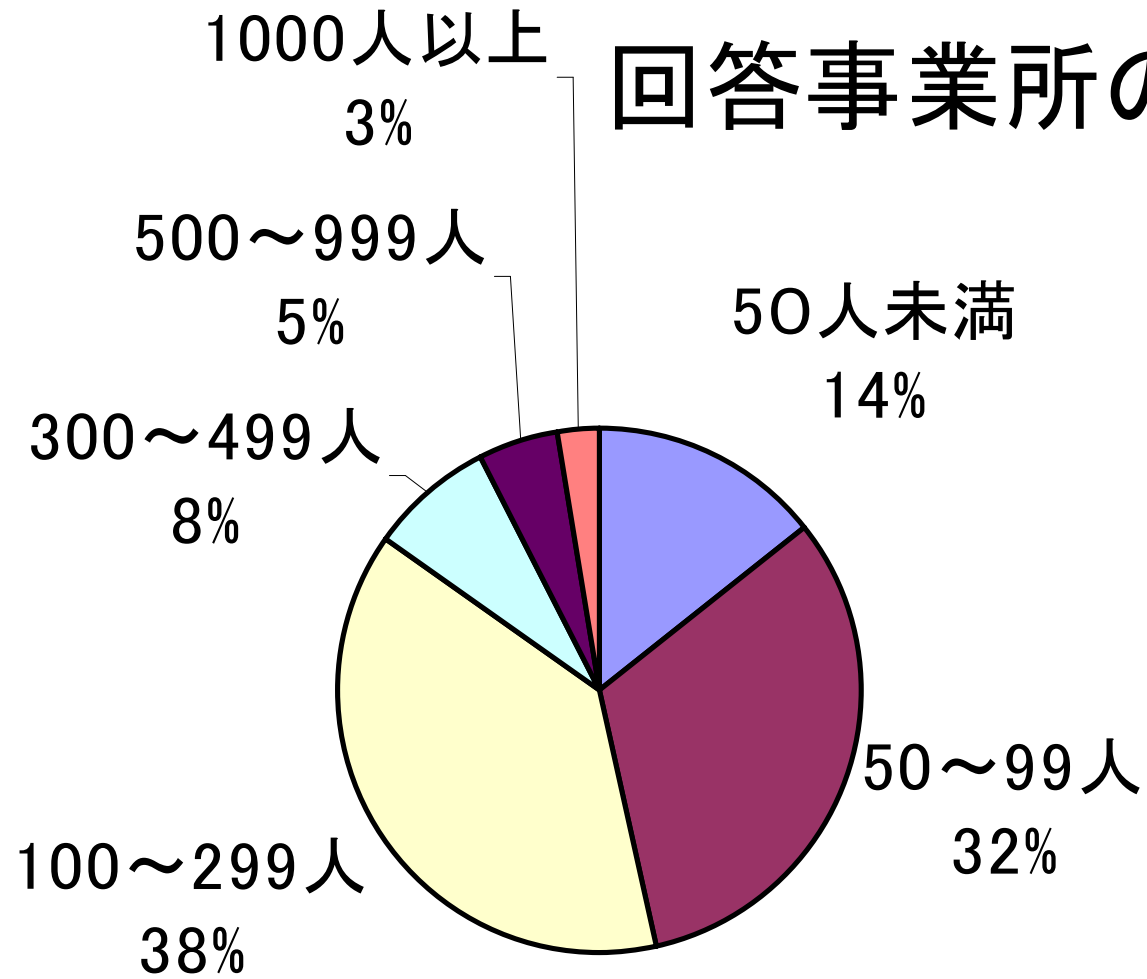
- 当センター把握事業所で製造業と思われる  
1699事業所に送付
- 有効回答として518事業所  
(回収率31%)
- MSDS対象化学物質の取扱事業所  
307事業所

# 回答事業所の業種別割合

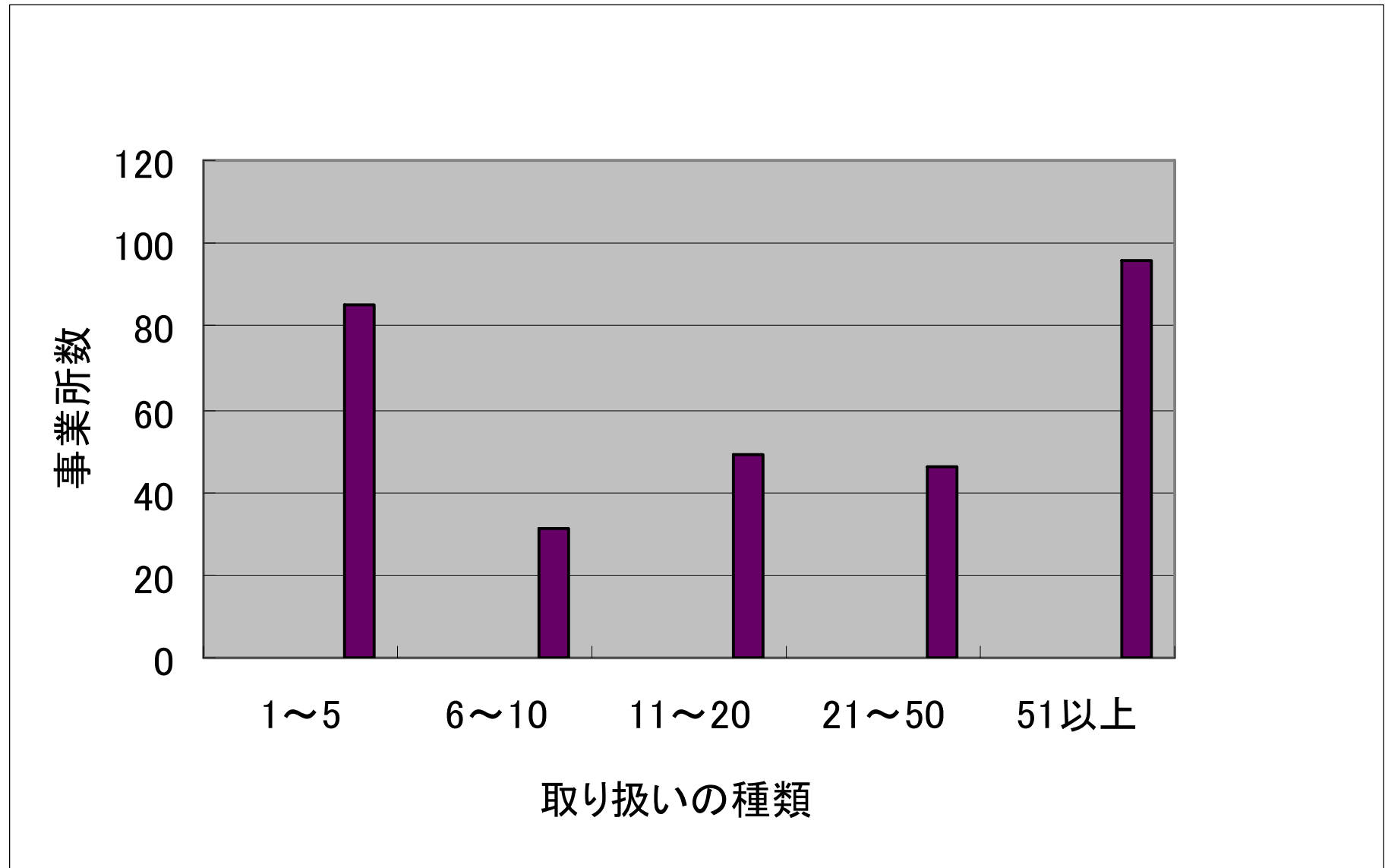


---

# 回答事業所の規模別割合



# MSDS対象化学物質の取扱い種類について



# 化学物質管理に係る特別規則の取扱い ベスト3

- 有機則  
トルエン ・ キシレン ・ イソプロピルアルコール
- 特化則  
硫酸 ・ 塩化水素 ・ アンモニア
- 特別規則以外の物質  
水酸化ナトリウム ・ エタノール  
エチルベンゼン

## 化学物質管理について

- 化学物質管理計画を「立てている」 36%
- 化学物質管理担当者を「選任している」 54%
- 化学物質管理担当者を「選任して管理」 38%
  
- MSDSが「ない場合は請求」「定期的に更新請求」 76%
  
- MSDSを「掲示してある」「備付により何時でも見れる」 56%
- 「作業場に備え付けていない」「申出れば何時でも見れる」 41%

## 作業環境管理（作業環境測定の実施について）

	測定義務物質に対し実施している (%)	測定義務のない物質に対し実施・実施したことがある (%)
有機則	83	59
特化則	69	40
粉じん則	91	76
鉛則	64	53
上記以外	---	38



# 作業環境管理（局所排気装置の設置について）

有機則・特化則等関係法令で局所排気装置等の  
設置義務のある物質の取扱い箇所

「全てに設置」

66%

「一部設置」

20%

「未設置」

15%

未設置事業場における理由としては

「少量取り扱い」

6

4%

「臨時の作業」

24%

# 作業管理について

- ・ MSDS対象化学物質を取り扱っている事業所での
  - 作業主任者(又は作業指揮者)の選任 78%
- ・ 保護具の選定・管理への
  - 衛生管理者又は産業医の関与 67%
- ・ 呼吸用保護具の管理は
  - 管理者を指名し、管理 39%
  - 資材・総務等で管理 31%
  - 作業者に委ねている 30%

## 健康管理(健康診断機関について)

- 健康診断機関に見せています(全体)(有1・2種)

			「取扱い化学物質
一覧」	36%	43%	「作業環境測
定結果」	24%	30%	
- 健康診断機関に  
「産業医が属している」

	39%	39%
--	-----	-----

## 健康管理(産業医について)

- 産業医は確認しています (全体) (有1・2種)

「特殊健康診断の結果」 87% 90%

「作業環境測定の結果」 57% 66%

「取扱い化学物質一覧」 43% 48%

- 産業医は

「職場巡視」 72%

73%

# 簡易チェックリスト事前使用調査

- **スタッフ** (化学物質取扱い事業所の総合管理部門)
- **ライン** (現場部門---現場長及び作業者)

両者間に→**危険・有害性等の認識のずれ**

- **認識のずれ**の把握・労働衛生管理活動の推進に活用できる

# MSDS周知状況事業所割合・認識の有無労働者割合

		(化学物質管理計画を策定している事業所)		
区分	化学物質の取扱業務がある 事業所	周知状況		
		内容が確認できる ようになっている	内容が確認できない ようになっている	
総数	100.0	( 92.1 )	( 7.9 )	
区分	主要有害業務に従事している 労働者	化学物質等安全データシート (MSDS)		
		知っている	知らない	不明
総数	100.0	26.7	72.2	1.1

平成13年の労働環境調査、第20表-2、第34表より

# 労働衛生管理に係る簡易チェックシート (スタッフ用 抜粋)

## 取扱い化学物質のMSDSの管理

(1) MSDS対象化学物質の危険・有害性等を把握  
していますか。

はい いいえ 不明

(2) MSDSが保管され、常時作業者が見やすい場  
所に掲示又は備付けて有りますか

はい いいえ 不明

# 労働衛生管理に係る簡易チェックシート (ライン用 抜粋)

## 取扱い化学物質のMSDSの管理

(1) あなたは扱っている化学物質がMSDS対象物質か否かご存知ですか。

はい いいえ 不明

(2) あなたの職場にMSDSが掲示又は備付けてありますか。

はい いいえ 不明



## 結果と考察

- 静岡県内の化学物質の管理状況等については、概ね良好であったと評価できるが、なお改善すべき点があります。
- 健康管理に関し、産業医の職場巡視実施率と比較して作業環境測定結果や取扱化学物質一覧の提示率が低い。産業医・健康診断機関への情報提供と情報の活用がより効果的な健康管理の推進に必要であると考えられます。
- 化学物質管理を適正に行うためには、スタッフとラインの認識のズレを最小にするため、「簡易チェックシート」の活用は有効であると考えられます。
- 当センターとして労働衛生3管理に係る簡易チェックシートの活用と本研究成果の周知を図っていきます。